【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年7月20日提出
【計算期間】	第2期（自　2019年4月23日　至　2020年4月20日）
【ファンド名】	NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用） NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）
【発行者名】	NNインベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　南原啓太
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア
【事務連絡者氏名】	高橋英則
【連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア
【電話番号】	03－4567－0652
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】
第1【ファンドの状況】
1【ファンドの性格】
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

＜NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）＞
当ファンドは、主としてルクセンブルグ籍の円建て外国投資法人「NN（L）ファースト・クラス・マルチ・アセット-年2回分配シェア　クラスI（円ヘッジ）」投資証券および国内籍投資信託「NN短期債券マザーファンド」受益証券に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

＜NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）＞
当ファンドは、主としてルクセンブルグ籍の円建て外国投資法人「NN（L）ファースト・クラス・マルチ・アセット・プレミアム-年2回分配シェア　クラスI（円ヘッジ）」投資証券および国内籍投資信託「NN短期債券マザーファンド」受益証券に投資し、中長期的な成長を目指して運用を行います。

＜NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）＞
＜NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）＞
当ファンドは追加型投信／内外／資産複合に属しています。
追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外／資産複合とは、投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の複数の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
下記は一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。

商品分類表
＜NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）＞
＜NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

属性区分表
＜NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）＞
＜NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	あり（部分ヘッジ）
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回（隔月）	欧州		
債券	年12回（毎月）	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東（中東）		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、その他）資産配分変更型）				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、その他）資産配分変更型）とは、投資信託約款において投資信託証券を通じて主として株式・債券等に投資する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域のグローバル（日本を含む）とは、投資信託約款において、実質組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類、属性区分の定義については一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp）をご覧ください。

＜信託金の限度額＞
○委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドにつき5,000億円を上限として信託金を追加することができます。
○委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 世界（日本を含む）の株式、債券、通貨、コモディティ、不動産、キャッシュなど様々な資産、デリバティブ（ロング/ショート）等を実質的な投資対象とし、市場環境に関わりなく魅力的なリターンを提供することを目指します。

2. NNインベストメント・パートナーズ独自の運用ノウハウにより市場見通しを策定し、資産配分比率を戦術的に変更します。

3. 実質組入外貨建資産については、主要投資対象とする投資信託証券において対円で為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。

※ただし、主要投資対象とする投資信託証券が投資戦略として為替ヘッジを行わない通貨については、各ファンドにおいても対円で為替変動の影響を受けます。

4. 主要投資対象とする投資信託証券の運用はNNインベストメント・パートナーズB.V.が行います。

- NNインベストメント・パートナーズは、オランダを本拠とし、欧州、米国、ラテンアメリカ、アジア、中東など15カ国で資産運用サービスを提供しています。NNインベストメント・パートナーズB.V.は欧州における運用拠点のひとつです。

（注）資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

NNインベストメント・パートナーズのグローバルネットワーク

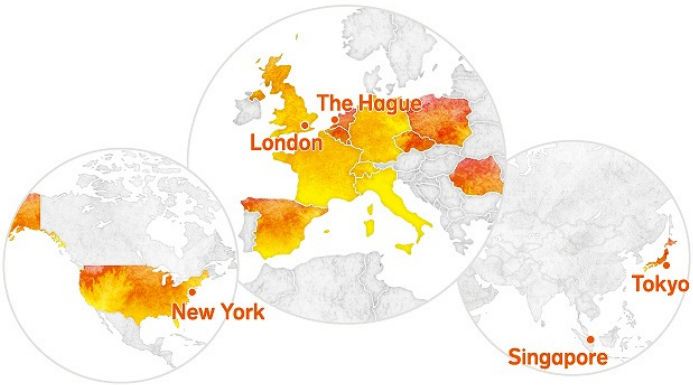

活動拠点
15カ国

運用資産額
約32兆円*
*1ユーロ=118.64円で換算

従業員
約1,000人

※赤字は主な運用拠点（2020年3月末現在）　（2020年3月末現在）

追加的記載事項
投資対象とする投資信託証券の概要

	NN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット － 年2回分配シェア クラスI(円ヘッジ)	NN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット・プレミアム － 年2回分配シェア クラスI(円ヘッジ)
ファンドの形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人(円建て)	
投資態度	①株式、債券、キャッシュ、通貨、コモディティ、不動産など様々な資産、デリバティブ等に投資します。 ②急速に変化する市場環境に対応するため、柔軟な投資アプローチを採用します。直接またはデリバティブ、ミューチュアル・ファンド、ETFを通じて、主として伝統的資産(株式、債券、キャッシュ等)への投資を行い、ポートフォリオの分散を図ります。 ③ファンドのポートフォリオはユーロベースで運用を行います。厳格に定められたリスク・バジェットとダウンサイド・リスクの低減に留意しながら、中長期的にプラスの投資リターンの提供とベンチマークである1ヵ月物EURIBORの収益率を上回ることを目指します。 ④世界各国の通貨建ての資産に投資を行いますが、為替ヘッジについては、ポートフォリオレベルでは、ユーロベースでのリターンを追及するため、対ユーロでの為替ヘッジを行います(投資戦略上、為替ヘッジを行わない通貨もあります)。さらにシェアクラスレベルにおいて、ユーロベースのポートフォリオに対して対円で為替ヘッジを行います(ポートフォリオにおいて、対ユーロで為替ヘッジを行わない通貨については、対円でも為替リスクがあります)。 ⑤運用目標を達成するため、ロング・ポジションおよびショート・ポジションを取ることができます(ショート・ポジションについてはデリバティブにより構築します)。 ⑥高格付債券、短期金融商品、キャッシュ等への投資比率は純資産の50%以上とします。	
	ご参考(2020年6月30日現在)	
目標リターン(ユーロベース)	5年の期間において 1ヵ月EURIBOR+3% (年率、費用控除前)	5年の期間において 1ヵ月EURIBOR+5% (年率、費用控除前)
目標リスク	推定ボラティリティ年率5% (最大10%)	推定ボラティリティ年率8% (最大10%)
想定レバレッジ比率(上限)	ネット135%、グロス400%	ネット500%、グロス750%
運用報酬	純資産総額に対して年率0.5%	純資産総額に対して年率0.6%
その他の費用	①ファンドに係る管理、カストディ、監査、リーガル等の業務にかかる費用等(年率0.15%)、および租税、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、取引税、借入金や立替金に関する利息等 ②シェアクラスの為替ヘッジにかかる手数料(最大年率0.04%)	
投資顧問会社	NNインベストメント・パートナーズB.V.	

※資金の流出入により発生する取引コストによって、ファンドの資産が希薄化することを防ぐため、ファンドの純資産価格について一定の調整が行われることがあります。

ファンド名	NN短期債券マザーファンド
ファンドの形態	国内籍投資信託（円建て）
投資態度	①主として残存期間の短い日本の債券に投資します。 ②運用にあたっては流動性を高位に保持します。 ③ポートフォリオの構成にあたっては少数銘柄に偏ることなく分散投資に留意し、インカムゲインの獲得を目指すとともに、リスクの低減に努めます。 ④ポートフォリオに組入れる債券は原則として、投資適格債券とします。この場合、複数の機関によって格付がなされているときには、その最低の格付をもって当該債券の格付とします。 ⑤ポートフォリオに組入れられる債券の平均格付は原則としてA格以上に保ちます。 ⑥資産運用は ⑴ イールドカーブの分析とポジショニングの決定 ⑵ 銘柄の選定 ⑶ リスクコントロール の3つのステップで行います。 ⑦FTSE世界マネーマーケットインデックス（日本円3ヵ月ユーロ預金）をベンチマークとします。 ⑧円貨建資産に投資することを原則としますが、投資政策委員会およびファンドマネージャーの判断により外貨建資産に投資することもあります。この場合、為替リスクについてはフルヘッジします。 ⑨資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。
運用管理費用 （信託報酬）	ありません
委託会社	NNインベストメント・パートナーズ株式会社

(2)【ファンドの沿革】

2018年7月27日 当初設定、信託契約締結、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行います。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券等に直接投資するのではなく、投資信託証券に投資することにより運用を行う仕組みです。

［運用の仕組み］

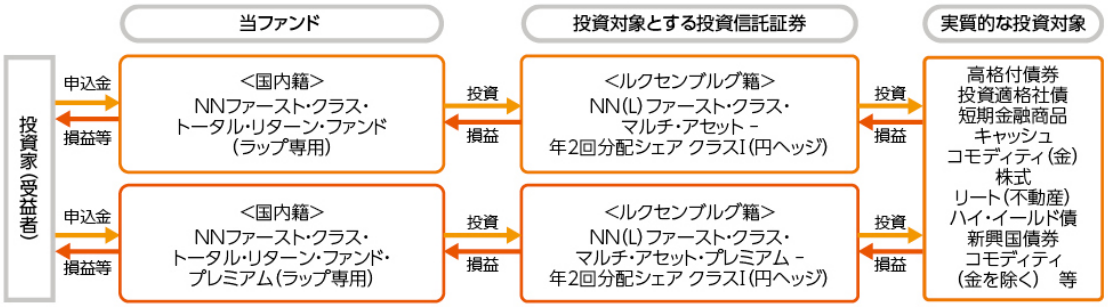

当ファンドは、各々、国内籍「NN短期債券マザーファンド」への投資を通じて、実質的に円建ての短期有価証券等にも投資します。

＜ファンドの関係法人図＞

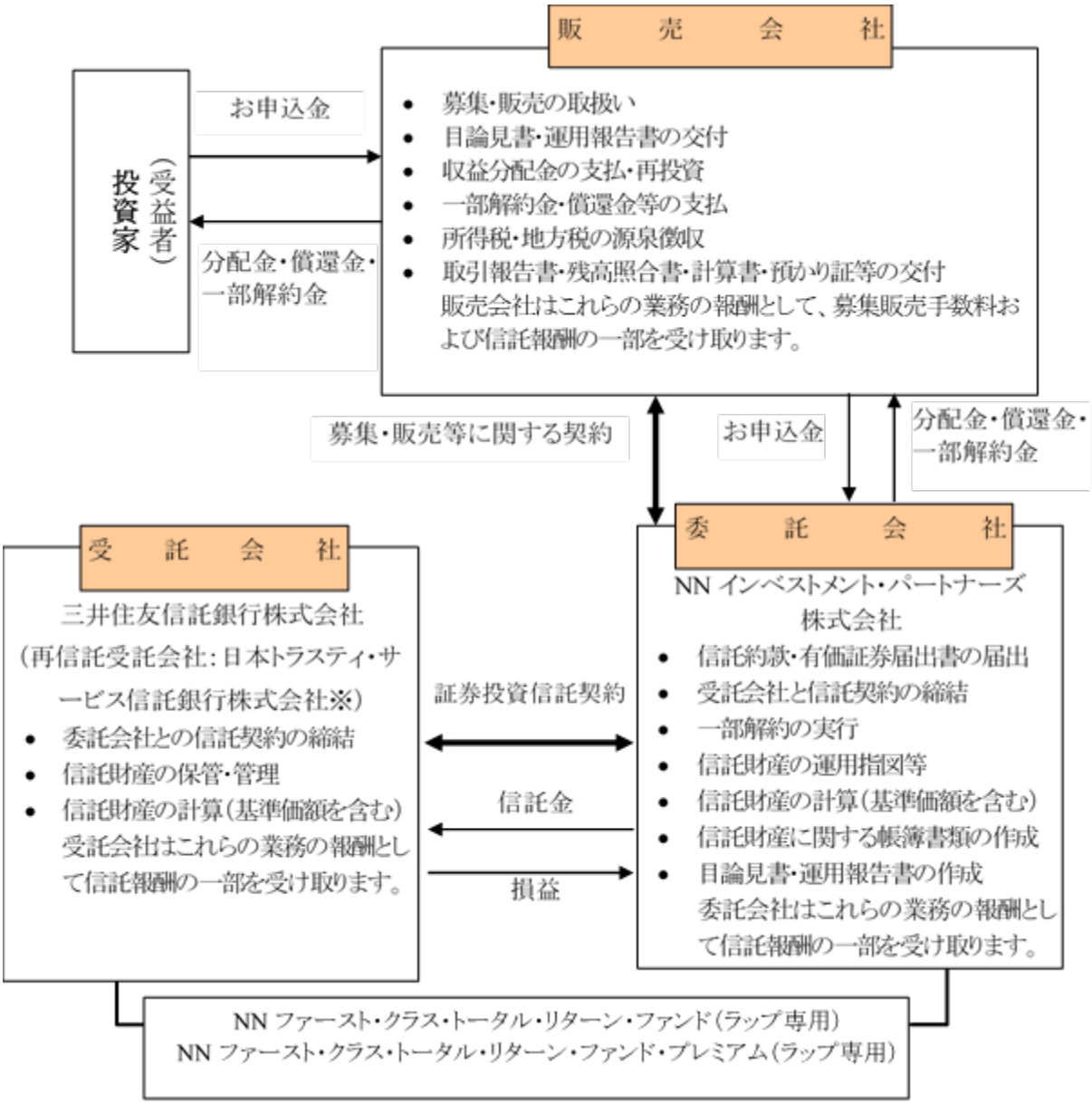

※関係当局の認可等を前提に、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更する予定です。

＜契約の主要な内容＞
○募集･販売等に関する契約（委託会社と各販売会社の契約）
募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、分配金、償還金および一部解約金の支払等に関する契約
○証券投資信託契約（委託会社と受託会社間の契約）
証券投資信託の設定から償還までの運営に関する取り決め事項に関する契約

＜委託会社の概況（本書提出日現在）＞
○資本金 4億8,000万円
○沿革

1999年9月8日	アイエヌジー投信株式会社設立
1999年9月30日	証券投資信託委託業の認可取得（金融再生委員会第16号）投資顧問業の登録（関東財務局長第884号）
2000年11月30日	投資信託及び投資法人に関する法律の平成12年法97附則第9条に基づく投資信託委託業のみなし認可
2005年8月31日	投資一任契約に係る業務の認可取得（内閣総理大臣第56号）
2007年9月30日	金融商品取引業のみなし登録（関東財務局長（金商）第300号）
2015年4月7日	商号を「NNインベストメント･パートナーズ株式会社」に変更

○大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
NNインベストメント･パートナーズ･インターナショナル･ホールディングスB.V.	オランダ王国ハーグ市2595ASスケンクガーデ65	9,350株	100%

※NNインベストメント･パートナーズでは、NNグループの「責任投資フレームワーク･ポリシー」に沿った運用を行っています。これにより、NNインベストメント･パートナーズが提供する商品においては、原則として、武器の製造や取引を行う企業やたばこ関連商品の生産を行う企業等への投資を制限しています。「責任投資フレームワーク･ポリシー」の詳細につきましては、委託会社のホームページ（www.nnip.co.jp）をご参照ください。

2【投資方針】
(1)【投資方針】
①基本方針
この投資信託は投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
②投資態度
○ルクセンブルグ籍の円建て外国投資法人※および国内籍投資信託「NN短期債券マザーファンド」を主要投資対象とします。
○主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて世界（日本を含む）の株式、債券、通貨、コモディティ、不動産、キャッシュなど様々な資産、デリバティブ（ロング／ショート）等に投資します。
○主要投資対象とする外国投資法人への投資比率を高位に維持することを基本とします。
○資金動向、市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

※各ファンドが主要投資対象とする外国投資法人の名称

ファンド名	主要投資対象とする外国投資法人の名称
NNファースト･クラス･トータル･リターン･ファンド（ラップ専用）	NN（L）ファースト･クラス･マルチ･アセット-年2回分配シェア　クラスI（円ヘッジ）
NNファースト･クラス･トータル･リターン･ファンド･プレミアム（ラップ専用）	NN（L）ファースト･クラス･マルチ･アセット･プレミアム-年2回分配シェア　クラスI（円ヘッジ）

※投資先ファンドの選定の方針
＜NNファースト･クラス･トータル･リターン･ファンド（ラップ専用）＞

世界（日本を含む）の株式、債券、通貨、コモディティ、不動産、キャッシュなど様々な資産、デリバティブ（ロング／ショート）等に投資すること、対円での為替ヘッジを行うこと、5年の期間において1ヵ月EURIBOR＋3%（年率、費用控除前）を目標リターンとする方針からNN（L）ファースト・クラス・マルチ・アセット-年2回分配シェア　クラスI（円ヘッジ）を選定しました。
＜NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）＞
世界（日本を含む）の株式、債券、通貨、コモディティ、不動産、キャッシュなど様々な資産、デリバティブ（ロング／ショート）等に投資すること、対円での為替ヘッジを行うこと、5年の期間において1ヵ月EURIBOR＋5%（年率、費用控除前）を目標リターンとする方針からNN（L）ファースト・クラス・マルチ・アセット・プレミアム-年2回分配シェア　クラスI（円ヘッジ）を選定しました。

(2)【投資対象】
①投資の対象とする資産の種類
当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（信託約款第15条）
1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
a有価証券
b金銭債権
c約束手形
2.次に掲げる特定資産以外の資産
a為替手形

②委託会社は、信託金を、主としてルクセンブルグ籍の円建て外国投資法人の投資証券およびNNインベストメント・パートナーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたNN短期債券マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（信託約款第16条第1項）
aコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
b外国または外国の者の発行する証券または証書で、前aの証券の性質を有するもの
c国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
d指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
なお、前cの証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。（信託約款第16条第2項）
a預金
b指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
cコール・ローン
d手形割引市場において売買される手形

④前②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前③に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

※ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は以下のとおりです。

投資先ファンドの名称	NN（L）ファースト・クラス・マルチ・アセット-年2回分配シェア　クラスI（円ヘッジ） NN（L）ファースト・クラス・マルチ・アセット・プレミアム-年2回分配シェア　クラスI（円ヘッジ）

運用の基本方針	世界（日本を含む）の株式、債券、通貨、コモディティ、不動産、キャッシュなど様々な資産、デリバティブ（ロング／ショート）等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要な投資対象	株式、債券、通貨、コモディティ、不動産、キャッシュなど
委託会社の名称	投資顧問会社：NNインベストメント・パートナーズB.V.（オランダ・ハーグ）

(3)【運用体制】

①運用体制

委託会社の運用体制は、以下の通りとなっております。本書提出日現在、15名程度が当該業務に従事しております。

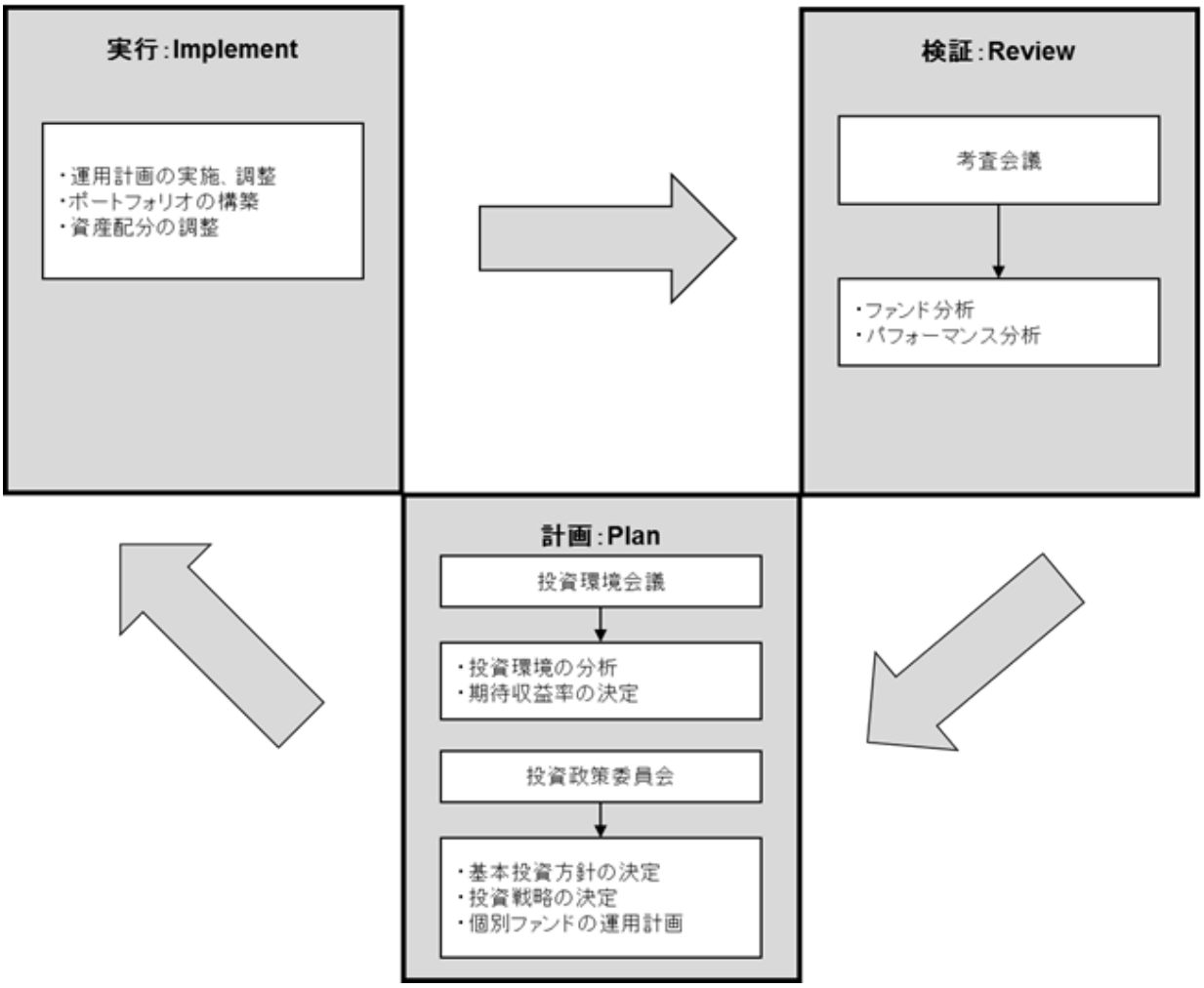

「計画：Plan」

月次で開催される投資環境会議の主な内容は下記の通りです。

①為替、株式、債券、商品市場の過去1ヶ月の動きを検証

②株式、債券のバリュエーションを検討

③マクロ経済シナリオを決定

④各資産クラスの今後3ヶ月、12ヶ月の期待収益率を決定

投資政策委員会は当委員会規則に基づき、月次で開催されます。主な内容は下記の通りです。

①投資方針を承認

②投資実績の報告

③ファンドの運用計画書の承認

④複数資産クラスに投資するファンドの資産配分を決定

「実行：Implement」

①運用計画の実施・調整

②調査結果の討議

③ポートフォリオの見直し

「検証：Review」

月次で開催される考査会議の主な内容は下記の通りです。

①ファンドのパフォーマンス（対ベンチマーク、対他社設定ファンドとの相対比較等）を検証

②ファンドパフォーマンスの要因分析

＜受託会社に対する管理体制＞
受託会社の資産管理業務に係る事務処理体制、事務執行に起因する事故等が生じた場合には、受託会社に対し事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めるとともに、業務部が事故報告書を作成し、リスク管理部門に提出します。事故報告書は、月次のコンプライアンス委員会にて検証され、必要とされる場合には受託会社に対する業務改善要求、その他の措置を決定します。

業務部は、定期的に受託会社の財務内容等を調査し、受託業務を遂行するに十分な財政的基盤を維持していることを確認します。また、年次にて受託会社より監査法人が作成した「内部統制の整備及び運用状況報告書」を徴求し、受託会社の内部統制が受託業務を遂行するにつき十分な水準であることを確認します。

(4)【分配方針】
毎決算時（決算日をいいます。決算日は毎年の4月20日です。ただし、決算日が休業日の場合には翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。
①分配対象額の範囲
分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入（繰越分を含みます。）および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②分配対象額についての分配方針
収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
③留保益の運用方針について
収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】
①信託約款における投資制限
a投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
b同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は信託財産の純資産総額の10％以内とします。
c外貨建資産への直接投資は行いません。
※当ファンドでは外貨建資産への直接投資は行いませんが、当ファンドの主要投資対象である外国投資法人において外貨建資産への投資を行います。
d一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
e資金の借入れ
(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支

払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%をこえないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

⑴ ファンドのリスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて内外の株式、不動産投信、債券、コモディティなど値動きのある資産に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割込むこともあります。当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行等の登録金融機関で当ファンドを購入された場合、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当ファンドの受益権の取得申込者は、当ファンドに係るリスク（以下の記載は当ファンドに係るすべてのリスクを網羅しているわけではありません。）を十分に認識していただきますよう、お願いいたします。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

①資産配分リスク

投資対象とする投資信託証券は複数資産（内外の株式、不動産投信、債券、コモディティなど）への投資を行うため、投資比率が高い資産の価格が下落した場合、当ファンドの基準価額はより大きく影響を受け損失を被ることがあります。なお、世界各国の先物取引等のロング・ポジション、あるいはショート・ポジションを構築することがありますので、投資対象市場の上昇が必ずしも収益の要因となるわけではなく、投資対象市場が上昇した場合でも収益が得られない場合や損失が発生する場合があります。

②価格変動リスク

株式や不動産投信は企業の業績、経済・政治動向、需給関係、その他の要因によりその価格が変動します。コモディティ（商品）は各種商品の需給関係や為替、天候、政治的・経済的事由等によりその価格が変動します。また、債券の一部には物価水準の変化により価格が変動するものがあります。

③金利変動リスク

債券は市場金利の変動により価格が変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券の価格が下落します。当ファンドは投資信託証券への投資を通じて債券に投資しますので、金利の変動により当ファンドの基準価額は変動します。

④信用リスク

株式や不動産投信の発行体企業の倒産または財務状況の悪化等により、当該企業の株式や不動産投信の価格は大きく値下がりし、または全く価値のないものになる可能性があります。債券の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、債券の価格は変動します。債券の発行体が債務不履行になった場合には、債券の価格は大きく値下がりし、または全く価値のないものになる可能性があります。また、有価証券、デリバティブ、為替等の取引相手方が債務不履行になった場合には損失が発生する可能性があります。

⑤為替変動リスク

投資対象とする投資信託証券は保有する外貨建資産について対円で為替ヘッジを行い、為替変動の影響の低減を図りますが、完全に為替変動の影響を排除することはできません。なお、投資対象とする投資信託証券において、投資戦略として為替ヘッジを行わない通貨については、対円で為替変動の影響を受けます。また、為替ヘッジを行う際、日本円の金利がヘッジを行う通貨の金利よりも低い場合、この金利差相当分のヘッジコストがかかります。このヘッジコストの分だけ当ファンドの収益率が低下する要因となります。

⑥デリバティブ取引のリスク

デリバティブ（先物、オプション、スワップ等の金融派生商品）の価格は市場動向等の影響を受けます。デリバティブが参照する原資産（証券、金利、通貨、指数、商品等）の価格変動に伴いデリバティブの価格は変動しますが、原資産の価格変動と比べてより大きく上昇・下落することがあります。また、デリバティブの取引相手方による決済不履行等により損失を被る可能性があります。デリバティブの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑦カントリーリスク

一般に株式、不動産投信、債券、コモディティへの投資は、その国の政治・経済動向、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、国・地域の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・資本市場が混乱し、資産価値が大きく変動することがあります。

⑧流動性リスク

株式、不動産投信、債券、コモディティなどの有価証券やデリバティブ、外国通貨等を売買する場合、その相手方が存在しなければ取引が成立しません。特に、売買しようとする有価証券等の取引量が少ない

場合等には、最適と考えるタイミング･価格で売買できない可能性があります。この場合、享受できるべき値上がり益が少なくなったり、または、被る損失が増加したりする可能性があります。

⑨換金性が制限されるリスク

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。投資対象国の政治･経済情勢の変化等による取引所における取引の停止、為替取引の停止、海外送金の制限、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。

＜その他の留意点＞

○投資対象とする外国投資法人が存続しないこととなった場合、当ファンドは繰上償還します。

○「目標リターン」とは、必ず一定の収益を得ることのできる運用を意味するものではなく、記載されている目標リターンの数値の達成を保証するものでもありません。したがって受益者の元本が保証されるものではありません。また、「目標リターン」は費用等控除前のものです。

○受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、分配金はファンドの純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。

⑵ リスク管理体制

委託会社の投資リスクの管理体制は以下の通りです。法令･規則の変更等への対応につきましては、適宜適切に対応しております。

①日常のリスク管理

投資に関するリスクは、運用部門およびリスク管理部門等によってモニターされております。売買執行の管理については、売買執行をファンドマネージャーとは原則として別のトレーダーが行い、相互牽制機能を働かせています。また、日々、コンプライアンス部門が売買約定の内容等をチェックし、その内容について適正かどうかの管理がなされております。

②考査会議（月次）

ファンドの信託財産に関し、運用状況の報告、運用実績の分析および評価について考査します。

③コンプライアンス委員会（月次）

会社全般の法令遵守および業務リスク管理に関する基本方針を審議、決定すると共に、法令遵守状況や業務リスクの状況を審査します。

種類	管理の頻度	管理方法
売買発注	日次	コンプライアンス部門が売買約定の内容等をチェック
投資ガイドライン	月次・日次	運用部門およびリスク管理部門によりモニター
考査会議	月次	運用状況報告および運用実績の分析・評価
コンプライアンス委員会	月次	法令遵守･業務リスク状況の審査
法令・規則の変更等	適宜	コンプライアンス部門が関係者に連絡し、電子メール等により周知、また必要に応じ説明会を開催

＜ファンドのリスク管理体制＞

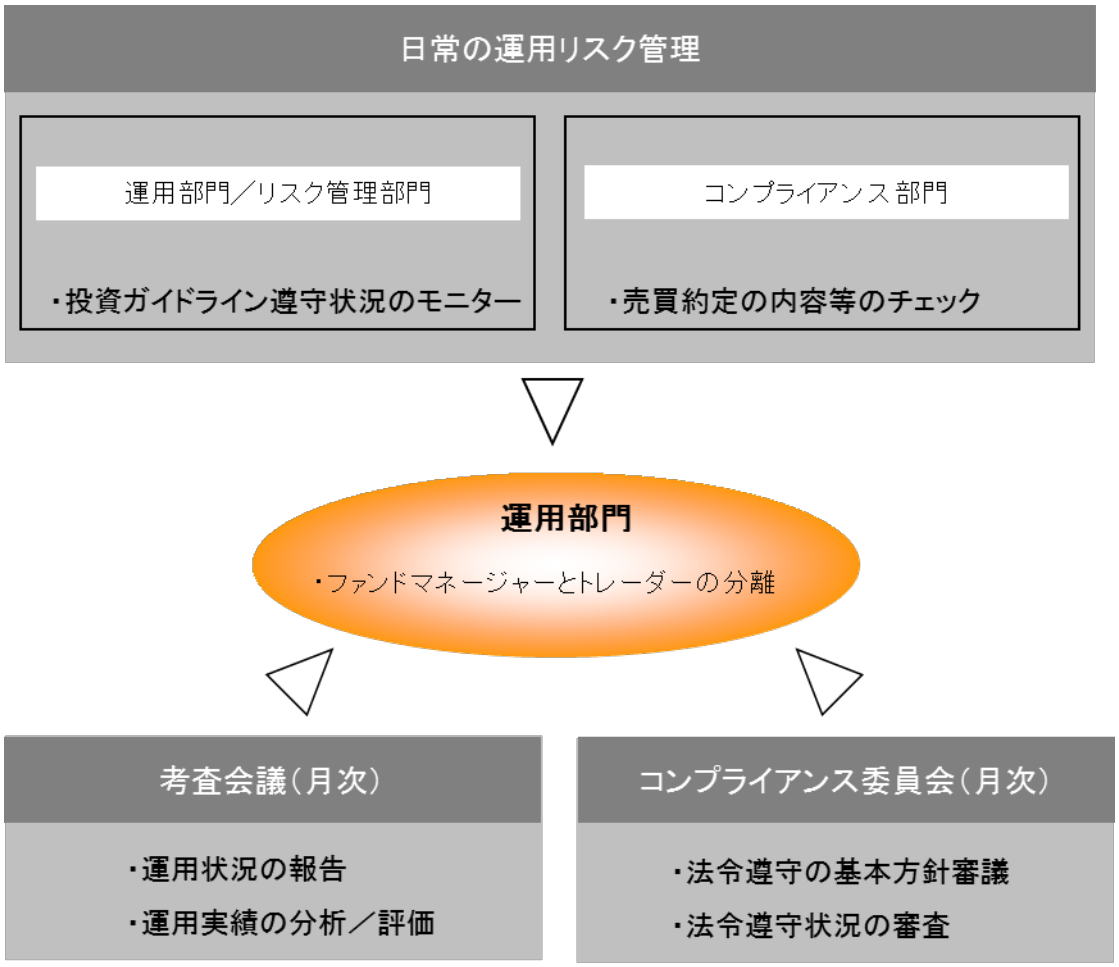

参考情報

NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用)

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

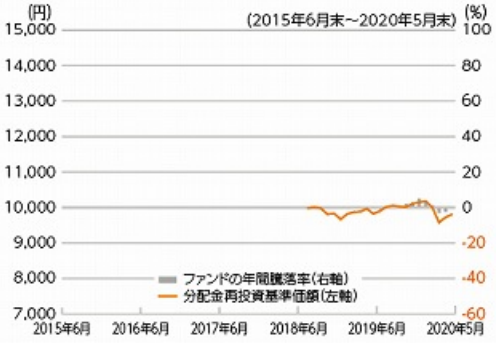

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

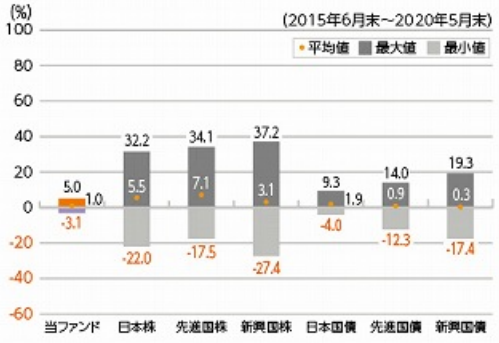

NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用)

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

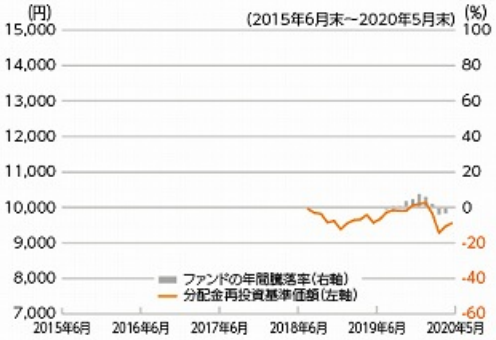

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

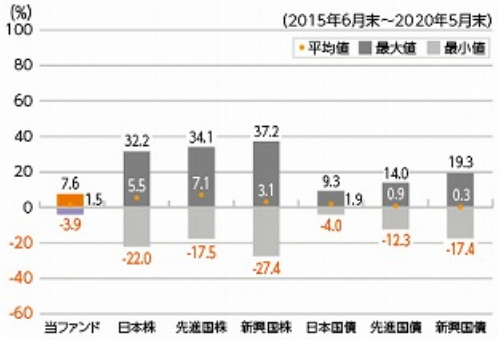

左グラフは2015年6月から2020年5月の各月末におけるファンドの直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。当ファンドは2018年7月27日から運用を開始したため、分配金再投資基準価額については2018年7月末以降、ファンドの年間騰落率については2019年7月末以降のデータを表示しています。

右グラフは同期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては設定日(2018年7月27日)以降のデータです。

※ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なります。分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。ファンドの騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	TOPIX(東証株価指数)(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

※騰落率は、各権利者が提供する指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。
海外の指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。また、株式会社野村総合研究所および各指数の権利者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行わないほか、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

＜各資産クラスの指数について＞
TOPIX（東証株価指数）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（以下㈱東京証券取引所）の知的財産であり、当指数の算出、指数値の公表、利用に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有しています。㈱東京証券取引所は、当指数の算出もしくは公表の方法の変更、算出もしくは公表の停止、また商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

MSCI-KOKUSAI（配当込み、円ベース）およびMSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース））に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI（国債）に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより開発、算出、および公表されている債券インデックスです。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、日々、信託財産の純資産総額に年0.088%（税抜き0.08%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとします。この場合、消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

②信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

項目	信託報酬の額
信託報酬の配分	委託会社 当該純資産総額に対し 年率0.055%（税抜き 0.05%）
	販売会社 当該純資産総額に対し 年率0.011%（税抜き 0.01%）
	受託会社 当該純資産総額に対し 年率0.022%（税抜き 0.02%）

※信託報酬を対価とする役務の主な内容は下記の通りです。

委託会社：ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等を行います。

販売会社：購入後の情報提供、各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等を行います。

受託会社：信託財産の管理や委託会社からの運用指図を実行します。

③上記②の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

④当ファンドの信託報酬の他に、投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加えた、実質的な信託報酬は最大で下記の通りとなります。なお、投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

＜NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）＞

年率0.588%（税込み）程度

＜NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）＞

年率0.688%（税込み）程度

(4)【その他の手数料等】

①ファンドの信託事務に要する諸費用（監査費用、目論見書作成費用、運用報告書作成費用等）は、ファンドの純資産総額に年率0.055%（税抜き0.05%）を乗じて得た額を上限とします。当諸費用は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。監査費用とは、監査法人に支払うファンドの監査に関する費用をいいます。

②組入有価証券の売買時の売買委託手数料、ファンドの借入金の利息、借入れの手続きにかかる費用、信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息等は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ファンドが投資対象とする投資信託証券に係る管理、カストディ、監査、リーガル等の業務にかかる費用等（年率0.15%）、および租税、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、取引税、借入金や立替金に関する利息等がかかります。また、ファンドが投資対象とする投資信託証券については、為替ヘッジにかかる手数料（最大年率0.04%）がかかります。

※上記の費用等のうち、具体的な料率が記載してあるものについては2020年6月30日現在の料率であり、今後変動する可能性があります。

※上記②および③の費用・手数料等（具体的な料率を記載してあるものを除きます。）についてはファンドの保有期間、運用状況等により変動するため、具体的に記載しておりません。当該費用・手数料等の合計額については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※信託報酬等、その他の手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

＜収益分配金について＞

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として20.315%（所得税15%　復興特別所得税0.315%　地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。また、2038年1月1日からは上記の20.315%の税率は下記の内容に変更される予定です。

2038年1月1日以降	20%（所得税15%　地方税5%）

＜一部解約金、償還金について＞

一部解約時および償還時の差益（一部解約時および償還時の価額から取得費（税込申込手数料を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなして20.315%（所得税15%　復興特別所得税0.315%　地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15%　復興特別所得税0.315%　地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。また、2038年1月1日からは上記の20.315%の税率は下記の内容に変更される予定です。

2038年1月1日以降	20%（所得税15%　地方税5%）

②法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、地方税の源泉徴収はなくなり、15.315%（所得税15%　復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。上記15.315%の税率は2038年1月1日からは、下記の内容に変更される予定です。

2038年1月1日以降	15%（所得税15%）

＜注1＞個別元本について

①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合には当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜注2＞収益分配金の課税について

①追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

②受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

＜注3＞税制改正等について

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

①NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）

（2020年5月29日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	ルクセンブルグ	102,357,636	96.1
親投資信託受益証券	日本	1,000,905	0.9
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	3,206,713	3.0
合計(純資産総額)		106,565,254	100.0

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

②NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）

（2020年5月29日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	ルクセンブルグ	542,707,474	96.6
親投資信託受益証券	日本	3,400,677	0.6
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	15,608,657	2.8
合計(純資産総額)		561,716,808	100.0

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

[参考]NN短期債券マザーファンドの投資状況

（2020年5月29日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
地方債証券	日本	855,782,846	27.7
特殊債券	日本	400,673,654	13.0
社債券	日本	1,203,406,809	39.0
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	627,375,044	20.3
合計(純資産総額)		3,087,238,353	100.0

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】（2020年5月29日現在）

1. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）

イ）主要投資銘柄

銘柄	業種	数量 口	簿価 単価 円	簿価金額 円	評価 単価 円	評価金額 円	投資 比率 (%)
NN（L）ファースト・クラス・マルチ・アセット・年2回分配シェア　クラスI（円ヘッジ）	-	10,327.68	9,814.07	101,356,668	9,911	102,357,636	96.1
NN短期債券マザーファンド	-	955,336	1.0477	1,000,905	1.0477	1,000,905	0.9

注: 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

ロ）種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	96.1
親投資信託受益証券	0.9
合計	97.0

2. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）

イ）主要投資銘柄

銘柄	業種	数量 口	簿価 単価 円	簿価金額 円	評価 単価 円	評価金額 円	投資 比率 (%)
NN（L）ファースト・クラス・マルチ・アセット・プレミアム・年2回分配シェア　クラスI（円ヘッジ）	-	58,861.982	9,129.35	537,371,900	9,220	542,707,474	96.6
NN短期債券マザーファンド	-	3,245,850	1.0477	3,400,677	1.0477	3,400,677	0.6

注: 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

ロ）種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	96.6
親投資信託受益証券	0.6
合計	97.2

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

[参考]NN短期債券マザーファンドの投資状況

①投資有価証券の主要銘柄(2020年5月29日現在)

イ)主要投資銘柄（全24銘柄）

	種類	国名	銘柄名	利率(%)	償還期限	額面	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	地方債証券	日本	平成22年度第1回三重県公募公債	1.056	2020/11/30	153,720,000	100.52	154,523,955	100.52	154,523,955	5.0
2	社債券	日本	第49回都市再生債券	1.460	2021/2/26	100,000,000	101.08	101,086,000	101.08	101,086,000	3.3
3	社債券	日本	第61回日本電信電話株式会社電信電話債券(一般担保付)	1.210	2021/3/19	100,000,000	100.92	100,924,042	100.92	100,924,042	3.3
4	社債券	日本	第55回小田急電鉄株式会社無担保社債	1.367	2020/12/17	100,000,000	100.68	100,686,488	100.68	100,686,488	3.3
5	特殊債券	日本	第18回地方公共団体金融機構債券	1.066	2020/11/27	100,000,000	100.52	100,526,000	100.52	100,526,000	3.3
6	地方債証券	日本	平成22年度第6回福岡市公募公債	0.920	2020/10/28	100,000,000	100.37	100,373,980	100.37	100,373,980	3.3
7	地方債証券	日本	第177回神奈川県公募公債	0.940	2020/9/18	100,000,000	100.28	100,284,419	100.28	100,284,419	3.2
8	社債券	日本	第75回三菱商事株式会社無担保社債	1.231	2020/7/29	100,000,000	100.18	100,189,305	100.18	100,189,305	3.2
9	地方債証券	日本	平成22年度第4回埼玉県公募公債	1.170	2020/7/28	100,000,000	100.18	100,183,640	100.18	100,183,640	3.2
10	地方債証券	日本	平成25年度第8回京都府公募公債(7年)	0.420	2020/10/15	100,000,000	100.16	100,160,755	100.16	100,160,755	3.2
11	地方債証券	日本	平成22年度第10回兵庫県公募公債	1.190	2020/7/16	100,000,000	100.15	100,155,865	100.15	100,155,865	3.2
12	社債券	日本	第433回九州電力株式会社社債(一般担保付)	0.375	2020/11/25	100,000,000	100.15	100,154,105	100.15	100,154,105	3.2
13	社債券	日本	第69回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	1.222	2020/7/22	100,000,000	100.15	100,153,553	100.15	100,153,553	3.2
14	社債券	日本	第324回北海道電力株式会社社債(一般担保付)	0.395	2020/10/23	100,000,000	100.12	100,129,027	100.12	100,129,027	3.2
15	地方債証券	日本	第684回東京都公募公債	1.260	2020/6/19	100,000,000	100.07	100,073,964	100.07	100,073,964	3.2
16	社債券	日本	第48回一般担保住宅金融支援機構債券	1.310	2020/6/19	100,000,000	100.06	100,067,712	100.06	100,067,712	3.2
17	特殊債券	日本	第214号商工債(3年)	0.130	2020/11/27	100,000,000	100.06	100,065,800	100.06	100,065,800	3.2
18	特殊債券	日本	い第783号農林債	0.260	2020/8/27	100,000,000	100.06	100,062,815	100.06	100,062,815	3.2
19	社債券	日本	第71回東京急行電鉄株式会社無担保社債	1.470	2020/6/11	100,000,000	100.05	100,052,243	100.05	100,052,243	3.2
20	社債券	日本	第47回株式会社クレディセゾン無担保社債	0.879	2020/6/12	100,000,000	100.03	100,032,760	100.03	100,032,760	3.2
21	地方債証券	日本	平成27年度第2回福岡県公募公債	0.162	2020/7/22	100,000,000	100.02	100,026,268	100.02	100,026,268	3.2
22	特殊債券	日本	第307回信金中金債(5年)	0.250	2020/6/26	100,000,000	100.01	100,019,039	100.01	100,019,039	3.2
23	社債券	日本	第61回中日本高速道路株式会社社債	0.262	2020/6/2	100,000,000	100.00	100,003,172	100.00	100,003,172	3.2
24	社債券	日本	第42回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債	0.001	2020/9/18	100,000,000	99.92	99,928,402	99.92	99,928,402	3.2

注1:投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

注2:組入全24銘柄について記載しています。

ロ）種類別投資比率

種類	投資比率（%）
地方債証券	27.7
特殊債券	13.0
社債券	39.0
合計	79.7

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

⑶【運用実績】

①【純資産の推移】

1. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末　（平成31年 4月22日）	4	4	0.9963	0.9963
第2計算期間末　（令和 2年 4月20日）	104	104	0.9717	0.9717
令和 1年 5月末日	5	―	0.9823	―
6月末日	5	―	0.9904	―
7月末日	5	―	1.0020	―
8月末日	76	―	1.0057	―
9月末日	82	―	1.0028	―
10月末日	89	―	1.0016	―
11月末日	91	―	1.0109	―
12月末日	95	―	1.0149	―
令和 2年 1月末日	95	―	1.0182	―
2月末日	98	―	0.9997	―
3月末日	95	―	0.9577	―
4月末日	104	―	0.9723	―
5月末日	106	―	0.9807	―

2. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末　（平成31年 4月22日）	30	30	0.9796	0.9796
第2計算期間末　（令和 2年 4月20日）	410	410	0.9456	0.9456
令和 1年 5月末日	37	―	0.9570	―
6月末日	40	―	0.9674	―
7月末日	67	―	0.9860	―
8月末日	128	―	0.9925	―
9月末日	140	―	0.9906	―
10月末日	183	―	0.9908	―
11月末日	252	―	1.0062	―
12月末日	279	―	1.0100	―
令和 2年 1月末日	333	―	1.0132	―
2月末日	329	―	0.9818	―
3月末日	367	―	0.9283	―
4月末日	421	―	0.9469	―
5月末日	561	―	0.9559	―

②【分配の推移】

1. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	平成30年 7月27日～平成31年 4月22日	0
第2期	平成31年 4月23日～令和 2年 4月20日	0

2. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	平成30年 7月27日～平成31年 4月22日	0
第2期	平成31年 4月23日～令和 2年 4月20日	0

③【収益率の推移】

1. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）

期	計算期間	収益率（%）
第1期	平成30年 7月27日～平成31年 4月22日	△0.4
第2期	平成31年 4月23日～令和 2年 4月20日	△2.5

2. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）

期	計算期間	収益率（%）
第1期	平成30年 7月27日～平成31年 4月22日	△2.0
第2期	平成31年 4月23日～令和 2年 4月20日	△3.5

⑷【設定及び解約の実績】

1. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	平成30年 7月27日～平成31年 4月22日	4,850,239	―
第2期	平成31年 4月23日～令和 2年 4月20日	104,861,500	2,195,932

注：第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

2. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	平成30年 7月27日～平成31年 4月22日	30,695,815	―
第2期	平成31年 4月23日～令和 2年 4月20日	409,171,514	5,324,291

注：第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

基準日：2020年5月29日

NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用)

基準価額・純資産の推移

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。

基準価額	9,807円
純資産総額	1.1億円

分配の推移

決算期	分配金
2019年４月	0円
2020年４月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

年間収益率の推移

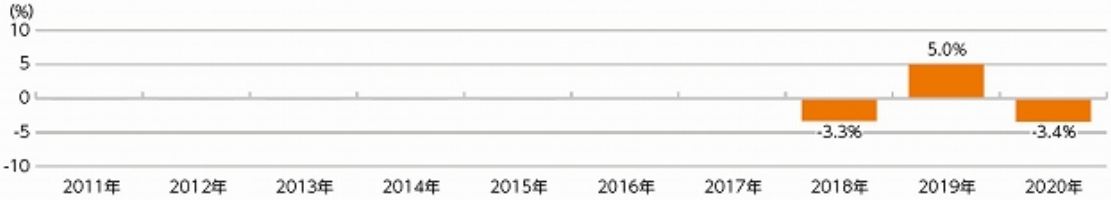

NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用)

基準価額・純資産の推移

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。

基準価額	9,559円
純資産総額	5.6億円

分配の推移

決算期	分配金
2019年４月	0円
2020年４月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

年間収益率の推移

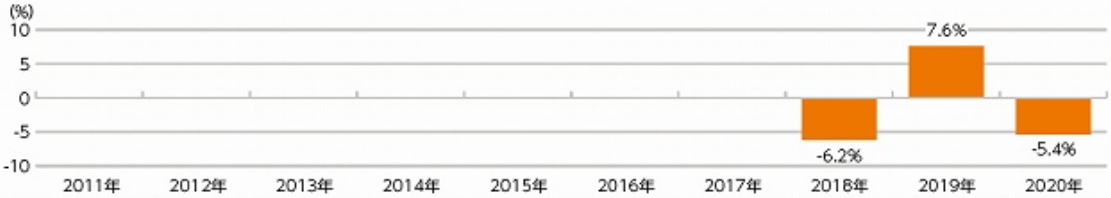

※2018年は設定日(7月27日)から年末まで、2020年は5月末までの収益率です。
※収益率は税引前の分配金を再投資したとみなして計算しています。したがって、実際のファンドにおいては、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。
※当ファンドにベンチマークはありません。

ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。委託会社のホームページでファンドの運用状況を適宜開示しています。

基準日：2020年5月29日

主要な資産の状況

NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用)の主要投資対象であるNN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット-年2回分配シェア　クラスI(円ヘッジ)の状況

資産構成比率

低リスク資産	56.4%
高格付国債	29.4%
投資適格社債	17.5%
金	1.7%
短期金融商品・キャッシュ等	7.8%
リスク資産	42.8%
株式	23.7%
リート（不動産）	0.0%
ハイ・イールド債	12.1%
新興国債券	1.6%
欧州周縁国債	4.1%
コモディティ（除く金）	1.3%
その他	0.7%
為替先物等	0.7%
合計	100.0%

※ファンドの運用はデリバティブを用いて保有する資産以上の取引を行っているため、実際には合計で100%を超える比率になる場合があります。ファンドがどの資産に投資しているかをわかりやすく表現するため、便宜的に合計が100%となるように表記しています。2019年11月以前は、リスク資産のコモディティには金を含んでいましたが、現在、金は低リスク資産に分類されています。
※「NN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット-年2回分配シェア　クラスI(円ヘッジ)」をシェアクラスとして含む「NN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット」の投資状況です。

NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用)の主要投資対象であるNN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット・プレミアム-年2回分配シェア　クラスI(円ヘッジ)の状況

資産構成比率

低リスク資産	37.2%
高格付国債	43.4%
投資適格社債	21.9%
金	1.9%
短期金融商品・キャッシュ等	-30.0%
リスク資産	62.0%
株式	33.2%
リート（不動産）	0.0%
ハイ・イールド債	19.1%
新興国債券	2.1%
欧州周縁国債	6.2%
コモディティ（除く金）	1.4%
その他	0.9%
為替先物等	0.9%
合計	100.0%

※ファンドの運用はデリバティブを用いて保有する資産以上の取引を行っているため、実際には合計で100%を超える比率になる場合があります。ファンドがどの資産に投資しているかをわかりやすく表現するため、便宜的に合計が100%となるように表記しています。2019年11月以前は、リスク資産のコモディティには金を含んでいましたが、現在、金は低リスク資産に分類されています。
※「NN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット・プレミアム-年2回分配シェア　クラスI(円ヘッジ)」をシェアクラスとして含む「NN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット・プレミアム」の投資状況です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドは、販売会社が提供するラップ口座に係る契約に基づいてラップ口座の資金を運用するためのファンドです。当ファンドの取得申込者は販売会社にラップ口座を開設のうえ申込みを行うものとします。
当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後に自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるつど収益分配金を受取る「一般コース」があり、取扱い可能なコースは販売会社により異なる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。
受益権の申込単位は販売会社が定める単位とします。
受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします（申込手数料はかかりません）。なお、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします（申込手数料はかかりません）。
販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、下記に該当する日は取得の申込みを受付けないものとします。
ルクセンブルグの銀行の休業日
12月24日
上記以外に、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込を取消すことができます。
※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金（解約）することができます。換金単位は販売会社が定める単位とします。
販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、下記に該当する日は換金の申込みを受付けないものとします。
ルクセンブルグの銀行の休業日
12月24日
上記以外に、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求に制限を設けさせて頂く場合があります。
一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額となります。
ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

○お電話によるお問い合わせ先（委託会社）
電話番号 03－4567－0653（営業日の9：00～17：00）
○委託会社のホームページ
アドレス www.nnip.co.jp

解約代金の支払いは原則として解約の請求受付日から起算して7営業日目から販売会社を通じて支払われます。
委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の解約の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求を取消すことができます。
※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。
基準価額は、原則として、委託会社の営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日、1月3日以外の日とします。）に計算されます。
ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。
○お電話によるお問い合わせ先（委託会社）
電話番号 03－4567－0653（営業日の9：00～17：00）
○委託会社のホームページ
アドレス www.nnip.co.jp

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、後記(5)aにより信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年4月21日から翌年4月20日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

a信託の終了

(a) 委託会社は、各ファンドの純資産総額が30億円を下回った場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
(b) 委託会社は、前 (a) の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
(c) 前 (b) の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当 (c) において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
(d) 前 (b) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e) 前 (b) から (d) までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 (b) から (d) までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。

(f) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(g) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「b 信託約款の変更」の手続きにおいて書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(h) 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(i) 当ファンドが投資対象とする外国投資法人が存続しないこととなる場合には受託会社と合意のうえ、信託契約を終了し、信託を終了（繰上償還）させます。この場合、前 (b) から (d) までの手続は行いません。

b信託約款の変更

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は当「b信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(b) 委託会社は、前 (a) の事項（変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(c) 前 (b) の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当 (c) において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d) 前 (b) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

(f) 前 (b) から前 (e) までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(g) 前 (a) から前 (f) までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更することがあります。この場合、前 (a) から前 (g) までの手続きを準用します。

c反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部を解約することにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または信託約款の重大な変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

d運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとおよび償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

e公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集･販売の取扱い等に関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4［受益者の権利等］

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(1)収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、「一般コース」の場合、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しなかったときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3)受益権の換金（一部解約の実行）請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を請求することにより、委託会社に受益権の換金を請求することができます。

(4)受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

(5)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成31年4月23日から令和2年4月20日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＮＮファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期計算期間末 (平成31年 4月22日現在)	第2期計算期間末 (令和 2年 4月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	63,901	3,178,140
投資証券	4,768,555	100,356,668
親投資信託受益証券	1,000	1,000,905
流動資産合計	4,833,456	104,535,713
資産合計	4,833,456	104,535,713
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	197	10,444
未払委託者報酬	566	31,265
その他未払費用	475	26,263
流動負債合計	1,238	67,972
負債合計	1,238	67,972
純資産の部		
元本等		
元本	4,850,239	107,515,807
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△18,021	△3,048,066
（分配準備積立金）	43,047	1,067,467
元本等合計	4,832,218	104,467,741
純資産合計	4,832,218	104,467,741
負債純資産合計	4,833,456	104,535,713

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期計算期間 自　平成30年 7月27日 至　平成31年 4月22日	第2期計算期間 自　平成31年 4月23日 至　令和 2年 4月20日
営業収益		
受取配当金	46,224	1,130,996
有価証券売買等損益	△47,669	△3,882,978
営業収益合計	△1,445	△2,751,982
営業費用		
受託者報酬	533	14,343
委託者報酬	1,438	42,911
その他費用	1,206	37,002
営業費用合計	3,177	94,256
営業利益又は営業損失（△）	△4,622	△2,846,238
経常利益又は経常損失（△）	△4,622	△2,846,238
当期純利益又は当期純損失（△）	△4,622	△2,846,238
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	27,563
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	△18,021
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	3,057
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	3,057
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,399	159,301
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,399	159,301
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△18,021	△3,048,066

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	（１）投資証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 （２）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	（１）受取配当金 受取配当金は、投資証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 （２）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期計算期間末 (平成31年 4月22日現在)	第2期計算期間末 (令和 2年 4月20日現在)
１． 計算期間の末日における受益権の総数 4,850,239口	１． 計算期間の末日における受益権の総数 107,515,807口
２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 18,021円	２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,048,066円
３． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9963円 (10,000口当たり純資産額) (9,963円)	３． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9717円 (10,000口当たり純資産額) (9,717円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期計算期間
自 平成30年 7月27日
至 平成31年 4月22日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	43,047円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	14,968円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	58,015円
当ファンドの期末残存口数	F	4,850,239口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	119円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

第2期計算期間
自 平成31年 4月23日
至 令和 2年 4月20日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,031,673円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,499,085円
分配準備積立金額	D	35,794円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,566,552円
当ファンドの期末残存口数	F	107,515,807口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	238円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

第1期計算期間 自 平成30年 7月27日 至 平成31年 4月22日	第2期計算期間 自 平成31年 4月23日 至 令和 2年 4月20日
１.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。	１.金融商品に対する取組方針 同左

２.金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク 当ファンドは、有価証券、金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。保有する有価証券の内容については、有価証券に関する注記に記載されております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。	２.金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク 同左
３.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、リスク管理部及びCIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。 ○市場リスクの管理 価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。 ○信用リスク及び流動性リスクの管理 格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。	３.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、コンプライアンス部及びCIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。 ○市場リスクの管理 価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。 ○信用リスク及び流動性リスクの管理 格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。
４.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	４.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

2.金融商品の時価等に関する事項

第1期計算期間末 (平成31年 4月22日現在)	第2期計算期間末 (令和 2年 4月20日現在)
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額 当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１.貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
２.時価の算定方法 ○投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。 ○親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。 ○金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	２.時価の算定方法 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第1期計算期間 自 平成30年 7月27日 至 平成31年 4月22日	第2期計算期間 自 平成31年 4月23日 至 令和 2年 4月20日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△47,669	△3,901,644
親投資信託受益証券	―	△95
合計	△47,669	△3,901,739

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期計算期間 自 平成30年 7月27日 至 平成31年 4月22日	第2期計算期間 自 平成31年 4月23日 至 令和 2年 4月20日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）
元本の移動

第1期計算期間 自 平成30年 7月27日 至 平成31年 4月22日		第2期計算期間 自 平成31年 4月23日 至 令和 2年 4月20日	
期首元本額（設定日）	1,000,000円	期首元本額	4,850,239円
期中追加設定元本額	3,850,239円	期中追加設定元本額	104,861,500円
期中一部解約元本額	0円	期中一部解約元本額	2,195,932円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	口数	評価額(円)	備考
投資証券	ＮＮ（Ｌ）ファースト・クラス・マルチ・アセット‐年２回分配シェア　クラスＩ（円ヘッジ）	10,225.868	100,356,668	
投資証券 小計		10,225.868	100,356,668	
親投資信託受益証券	ＮＮ短期債券マザーファンド	955,336	1,000,905	
親投資信託受益証券 小計		955,336	1,000,905	
合計		965,561.868	101,357,573	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＮＮファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期計算期間末 (平成31年 4月22日現在)	第2期計算期間末 (令和 2年 4月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	290,241	13,354,925
投資証券	29,783,172	394,371,900
親投資信託受益証券	1,000	3,400,677
流動資産合計	30,074,413	411,127,502
資産合計	30,074,413	411,127,502
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	976	32,235
未払委託者報酬	2,908	96,646
その他未払費用	2,430	81,764
流動負債合計	6,314	210,645
負債合計	6,314	210,645
純資産の部		
元本等		
元本	30,695,815	434,543,038
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△627,716	△23,626,181
（分配準備積立金）	384,452	5,370,662
元本等合計	30,068,099	410,916,857
純資産合計	30,068,099	410,916,857
負債純資産合計	30,074,413	411,127,502

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期計算期間 自　平成30年 7月27日 至　平成31年 4月22日	第2期計算期間 自　平成31年 4月23日 至　令和 2年 4月20日
営業収益		
受取配当金	199,028	5,311,682
有価証券売買等損益	194,144	△19,723,277
営業収益合計	393,172	△14,411,595
営業費用		
受託者報酬	1,346	41,097
委託者報酬	3,980	123,173
その他費用	3,394	108,123
営業費用合計	8,720	272,393
営業利益又は営業損失（△）	384,452	△14,683,988
経常利益又は経常損失（△）	384,452	△14,683,988
当期純利益又は当期純損失（△）	384,452	△14,683,988
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	△10,517
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	△627,716
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	69,093
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	69,093
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,012,168	8,394,087
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,012,168	8,394,087
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△627,716	△23,626,181

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	（１）投資証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 （２）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	（１）受取配当金 受取配当金は、投資証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 （２）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期計算期間末 (平成31年 4月22日現在)	第2期計算期間末 (令和 2年 4月20日現在)
１． 計算期間の末日における受益権の総数 30,695,815口	１． 計算期間の末日における受益権の総数 434,543,038口
２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 627,716円	２． 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 23,626,181円
３． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9796円 (10,000口当たり純資産額) (9,796円)	３． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9456円 (10,000口当たり純資産額) (9,456円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期計算期間
自 平成30年 7月27日
至 平成31年 4月22日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	194,614円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	189,838円
収益調整金額	C	138,393円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	522,845円
当ファンドの期末残存口数	F	30,695,815口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	170円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

第2期計算期間
自 平成31年 4月23日
至 令和 2年 4月20日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,000,417円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	11,393,829円
分配準備積立金額	D	370,245円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,764,491円
当ファンドの期末残存口数	F	434,543,038口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	385円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

第1期計算期間 自 平成30年 7月27日 至 平成31年 4月22日	第2期計算期間 自 平成31年 4月23日 至 令和 2年 4月20日
１.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。	１.金融商品に対する取組方針 同左

２.金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク 当ファンドは、有価証券、金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。保有する有価証券の内容については、有価証券に関する注記に記載されております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。	２.金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク 同左
３.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、リスク管理部及びCIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。 ○市場リスクの管理 価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。 ○信用リスク及び流動性リスクの管理 格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。	３.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、コンプライアンス部及びCIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。 ○市場リスクの管理 価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。 ○信用リスク及び流動性リスクの管理 格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。
４.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	４.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

2.金融商品の時価等に関する事項

第1期計算期間末 (平成31年 4月22日現在)	第2期計算期間末 (令和 2年 4月20日現在)
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額 当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１.貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
２.時価の算定方法 ○投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。 ○親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。 ○金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	２.時価の算定方法 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第1期計算期間 自 平成30年 7月27日 至 平成31年 4月22日	第2期計算期間 自 平成31年 4月23日 至 令和 2年 4月20日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	194,144	△19,722,954
親投資信託受益証券	―	△323
合計	194,144	△19,723,277

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期計算期間 自 平成30年 7月27日 至 平成31年 4月22日	第2期計算期間 自 平成31年 4月23日 至 令和 2年 4月20日
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）
元本の移動

第1期計算期間 自 平成30年 7月27日 至 平成31年 4月22日		第2期計算期間 自 平成31年 4月23日 至 令和 2年 4月20日	
期首元本額（設定日）	1,000,000円	期首元本額	30,695,815円
期中追加設定元本額	29,695,815円	期中追加設定元本額	409,171,514円
期中一部解約元本額	0円	期中一部解約元本額	5,324,291円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	口数	評価額(円)	備考
投資証券	ＮＮ（Ｌ）ファースト・クラス・マルチ・アセット・プレミアム　―　年２回分配シェア　クラスＩ（円ヘッジ）	43,299.506	394,371,900	
投資証券 小計		43,299.506	394,371,900	
親投資信託受益証券	ＮＮ短期債券マザーファンド	3,245,850	3,400,677	
親投資信託受益証券 小計		3,245,850	3,400,677	
合計		3,289,149.506	397,772,577	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「ＮＮファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）」および「ＮＮファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）」は「ＮＮ短期債券マザーファンド」の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は次の通りです。
また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ＮＮ短期債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（令和 2年 4月20日現在）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	563,083,530
地方債証券	901,583,711
特殊債券	300,215,280
社債券	1,403,101,175
未収利息	3,191,174
前払費用	2,480,139
流動資産合計	3,173,655,009
資産合計	3,173,655,009
負債の部	
流動負債	
その他未払費用	49,323
流動負債合計	49,323
負債合計	49,323
純資産の部	
元本等	
元本	3,029,099,362
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	144,506,324
元本等合計	3,173,605,686
純資産合計	3,173,605,686
負債純資産合計	3,173,655,009

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、償却原価法により評価しております。 ただし、時価と評価額に乖離が生じ、適正な基準価額の計算上必要と判断した場合には、速やかに時価に評価換えしております。
２.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

（令和 2年 4月20日現在）
１． 計算期間の末日における受益権の総数 3,029,099,362口

２．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0477円
(10,000口当たり純資産額)	(10,477円)

（その他の注記）

(令和 2年 4月20日現在)	
子ファンドの期首	平成31年 4月23日
期首元本額	2,755,281,647円
対象期間中の追加設定元本額	1,404,028,950円
対象期間中の一部解約元本額	1,130,211,235円
期末元本額	3,029,099,362円
令和 2年 4月20日現在の元本の内訳※	
ＮＮ欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジなし）	23,018,468円
ＮＮ欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジなし）	8,595,180円
ＮＮ欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）	5,344,069円
ＮＮ欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）	2,147,144円
ＮＮファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）	955,336円
ＮＮファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）	3,245,850円
ＮＮグローバルバランスファンドＶＡ（株２５型）（適格機関投資家専用）	54,963,734円
ＮＮグローバルバランスファンドＶＡ（株５０型）（適格機関投資家専用）	21,224,687円
ＮＮグローバルバランスファンドＶＡ（株７０型）（適格機関投資家専用）	16,648,407円
ＮＮマネープールＶＡ（適格機関投資家専用）	2,892,956,487円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
地方債証券	日本円	第６８４回東京都公募公債	100,000,000	100,210,893	
		第１７７回神奈川県公募公債	100,000,000	100,383,440	
		平成２５年度第８回京都府公募公債（７年）	100,000,000	100,205,800	
		平成２２年度第１０回兵庫県公募公債	100,000,000	100,282,420	
		平成２７年度第２回静岡県公募公債（５年）	100,000,000	100,000,570	
		平成２２年度第４回埼玉県公募公債	100,000,000	100,302,980	
		平成２７年度第２回福岡県公募公債	100,000,000	100,045,222	
		第８５回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,015,802	
		平成２２年度第１回大阪市公募公債	100,000,000	100,136,584	
	小計	銘柄数：9 組入時価比率：28.41%	900,000,000	901,583,711 34.61%	
	合計			901,583,711	
特殊債券	日本円	い第７８３号農林債	100,000,000	100,089,998	
		第３０７回信金中金債（５年）	100,000,000	100,045,442	
		第２１４号商工債（３年）	100,000,000	100,079,840	
	小計	銘柄数：3 組入時価比率：9.46%	300,000,000	300,215,280 11.53%	
	合計			300,215,280	

社債券	日本円	第１２回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,138,496	
		第６８回株式会社日本政策金融公庫社債（一般担保付）	100,000,000	100,001,150	
		第６１回中日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	100,000,000	100,032,344	
		第４８回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）	100,000,000	100,001,876	
		第７５回三菱商事株式会社無担保社債（担保提供制限等財務上特約無）	100,000,000	100,310,322	
		第４７回株式会社クレディセゾン無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,124,020	
		第４２回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	99,903,520	
		第４８回三菱地所株式会社無担保社債（担保提供制限等財務上特約無）	100,000,000	100,152,452	
		第７１回東京急行電鉄株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,208,750	
		第５５回小田急電鉄株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,819,010	
		第６１回日本電信電話株式会社電信電話債券（一般担保付）	100,000,000	101,046,580	
		第４６７回東北電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,011,975	
		第４３３回九州電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,187,450	
		第３２４回北海道電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,163,230	
	小計	銘柄数：14 組入時価比率：44.21%	1,400,000,000	1,403,101,175 53.86%	
	合計			1,403,101,175	
合計				2,604,900,166	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】2020年5月29日
1. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）

Ⅰ　資産総額	106,581,536円
Ⅱ　負債総額	16,282円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	106,565,254円
Ⅳ　発行済口数	108,658,524口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9807円
（1万口当たり純資産額）	（9,807円）

2. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）

Ⅰ　資産総額	661,785,099円
Ⅱ　負債総額	100,068,291円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	561,716,808円
Ⅳ　発行済口数	587,645,987口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9559円
（1万口当たり純資産額）	（9,559円）

（参考）
「NN短期債券マザーファンド」の純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	3,443,433,515円
Ⅱ　負債総額	356,195,162円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,087,238,353円
Ⅳ　発行済口数	2,946,671,182口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0477円
（1万口当たり純資産額）	（10,477円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】
(1) 投資信託受益証券の名義書換の事務等
該当事項はありません。
ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
(2) 受益者名簿
作成しません。
(3) 受益者に対する特典
ありません。
(4) 受益権の譲渡
① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
② 前項の申請がある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
(5) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

⑴ 資本金の額（2020年5月末現在）

①資本金の額：4億8,000万円

②会社が発行する株式総数：19,980株

③発行済株式総数：9,350株

④会社設立後の資本金の額の増減：

設立	1999年9月8日	資本金2億5,000万円
	2000年7月14日	資本金4億9,950万円に増資
	2001年4月27日	資本金8億3,500万円に増資
	2002年11月12日	資本金9億3,500万円に増資
	2007年5月2日	資本金4億8,000万円に減資

⑵ 委託会社の機構

①会社の意思決定機構

業務遂行上の重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

3名以上10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式数の過半数を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最初の決算期に関する株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残任期間と同一とします。

取締役会はその決議により、取締役の中から1名以上の代表取締役を選任します。また、取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役がこれを招集することができないときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は3日前までに発送します。また取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務について決定します。取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成により採択されます。なお、取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意し、監査役が異議を述べなかったときは、決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなします。

②運用体制

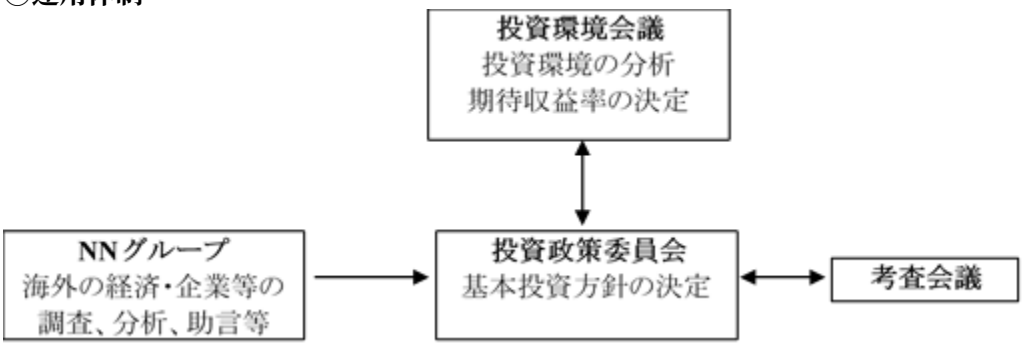

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っています。
また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。
2020年5月末現在委託会社の運用する証券投資信託は次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	26	283,272
合計	26	283,272

３【委託会社等の経理状況】

（1）委託会社であるNNインベストメント・パートナーズ株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）ならびに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

（2）法令の規定に基づき、委託会社の財務諸表については有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別	第20期（2018年12月31日）			第21期（2019年12月31日）		
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
（資産の部）	千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産						
現金・預金		2,683,927			1,583,279	
有価証券		1,905			-	
立替金		403			396	
未収委託者報酬		123,124			68,941	
未収運用受託報酬		133,259			139,401	
未収投資助言報酬		0			2,366	
その他の未収収益		120,712			127,669	
前払費用		19,409			20,895	
流動資産計		3,082,742	95.3		1,942,951	89.5
固定資産						
有形固定資産　※１		40,604			26,189	
建物附属設備	20,598			8,771		
器具備品	14,144			13,528		
リース資産	5,861			3,889		
無形固定資産		15,801			17,214	
ソフトウェア	15,801			17,214		
投資その他の資産		94,059			184,356	
長期差入保証金	35,328			104,779		
繰延税金資産	58,731			79,577		
固定資産計		150,464	4.7		227,761	10.5
資産合計		3,233,207	100.0		2,170,713	100.0

期別	第20期（2018年12月31日）			第21期（2019年12月31日）		
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
（負債の部）	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
未払手数料		12,484			5,111	
未払投資顧問料		68,536			72,296	
未払投資助言料		16,539			17,296	
未払金		50,893			84,723	
未払費用		23,096			39,327	
リース債務		2,274			2,320	
未払法人税等		77,309			85,538	
未払消費税等		8,124			21,506	
預り金		14,534			10,806	
賞与引当金		99,304			104,086	
役員賞与引当金		36,022			22,638	
流動負債計		409,121	12.7		465,650	21.5
固定負債						
長期未払金		3,392			1,696	
リース債務		4,625			2,305	
賞与引当金		8,806			8,436	
役員賞与引当金		6,120			3,280	
退職給付引当金		606,944			631,771	
役員退職慰労引当金		73,656			50,168	
固定負債計		703,546	21.8		697,658	32.1
負債合計		1,112,667	34.4		1,163,308	53.6
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
（純資産の部）	千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本						
資本金		480,000	14.8		480,000	22.1
資本剰余金						
資本準備金	1,320,000			240,000		
資本剰余金計		1,320,000	40.8		240,000	11.1
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	320,605			287,404		
利益剰余金計		320,605	9.9		287,404	13.2
株主資本合計		2,120,605	65.6		1,007,404	46.4
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金		△65	△0.0		―	0.0
評価・換算差額等合計		△65	△0.0		―	0.0
純資産合計		2,120,539	65.6		1,007,404	46.4
負債純資産合計		3,233,207	100.0		2,170,713	100.0

（２）【損益計算書】

	第20期 （自　2018年１月１日 至　2018年12月31日）			第21期 （自　2019年１月１日 至　2019年12月31日）		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益						
委託者報酬	571,807			375,975		
運用受託報酬	1,351,876			1,414,250		
投資助言報酬	0			2,367		
その他営業収益	474,061			496,866		
営業収益計		2,397,745	100.0		2,289,460	100.0
営業費用						
支払手数料		153,558			77,830	
支払投資顧問料		287,910			271,348	
支払投資助言料		63,322			67,045	
広告宣伝費		3,520			200	
調査費		129,644			126,059	
調査費	128,662			125,152		
図書費	982			906		
委託計算費		27,469			24,001	
業務委託費		2,879			2,951	
営業雑経費		40,736			33,582	
通信費	6,208			6,108		
印刷費	16,096			10,294		
協会費	5,890			3,900		
諸会費	2,238			2,135		
その他営業費用	10,302			11,143		
営業費用計		709,042	29.6		603,019	26.3
一般管理費						
給料		714,938			747,938	
役員報酬	78,776			78,400		
給料・手当	543,478			534,423		
賞与	3,824			11,561		
賞与引当金繰入額	67,269			103,715		
役員賞与	8,335			39		
役員賞与引当金繰入額	13,253			19,798		
福利厚生費		113,663			111,698	
交際費		7,318			6,963	
旅費交通費		43,557			33,811	
租税公課		27,537			24,283	
不動産賃借料		59,876			62,828	
退職給付費用		85,110			95,089	

	第20期 （自　2018年１月１日 至　2018年12月31日）			第21期 （自　2019年１月１日 至　2019年12月31日）		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
役員退職慰労引当金繰入額		10,819			11,667	
固定資産減価償却費		16,352			26,048	
経営指導料		26,567			29,214	
監査費用		16,667			17,580	
諸経費		78,082			96,629	
一般管理費計		1,200,490	50.1		1,263,751	55.2
営業利益		488,212	20.4		422,689	18.5
営業外収益						
受取利息	19			15		
受取配当金	173			146		
還付加算金	6			3		
雑益	100			3,970		
営業外収益計		300	0.0		4,135	0.2
営業外費用						
支払利息	162			118		
為替換算差損	1,909			3,361		
有価証券売却損	―			24		
雑損失	137			132		
営業外費用計		2,209	0.1		3,636	0.2
経常利益		486,302	20.3		423,188	18.5
特別損失						
固定資産除却損　※１	238			―		
特別損失計		238	0.0		―	―
税引前当期純利益		486,064	20.3		423,188	18.5
法人税、住民税及び事業税		161,600	6.7		157,214	6.9
法人税等調整額		4,401	0.2		△20,875	△0.9
当期純利益		320,063	13.3		286,849	12.5

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2018年１月１日　至　2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	480,000	1,390,000	－	1,390,000	162,300	162,300	2,032,300	－	－	2,032,300
当期変動額										
剰余金の配当			△70,000	△70,000	△161,758	△161,758	△231,758			△231,758
資本準備金の取崩		△70,000	70,000	－						－
当期純利益					320,063	320,063	320,063			320,063
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								△65	△65	△65
当期変動額合計	－	△70,000	－	△70,000	158,304	158,304	88,304	△65	△65	88,238
当期末残高	480,000	1,320,000	－	1,320,000	320,605	320,605	2,120,605	△65	△65	2,120,539

当事業年度（自　2019年１月１日　至　2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	480,000	1,320,000	－	1,320,000	320,605	320,605	2,120,605	△65	△65	2,120,539
当期変動額										
剰余金の配当			△1,080,000	△1,080,000	△320,050	△320,050	△1,400,050			△1,400,050
資本準備金の取崩		△1,080,000	1,080,000	－						－
当期純利益					286,849	286,849	286,849			286,849
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								65	65	65
当期変動額合計	－	△1,080,000	－	△1,080,000	△33,201	△33,201	△1,113,201	65	65	△1,113,136
当期末残高	480,000	240,000	－	240,000	287,404	287,404	1,007,404	－	－	1,007,404

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（イ）リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	４～15年
器具備品	４～12年

（ロ）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に充てるため、退職給付会計に関する実務指針に定める簡便法（退職金規程等にもとづく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

(1) 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年３月30日）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年３月30日）

(1) 概要
収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。
ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日
当財務諸表の作成時において検討中であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表作成時において評価中であります。

表示方法の変更
（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。
この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」51,267千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」58,731千円に含めて表示しております。

注記事項
（貸借対照表関係）

第20期 （2018年12月31日現在）	第21期 （2019年12月31日現在）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　33,083千円 器具備品　41,846千円 リース資産　3,999千円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備　44,910千円 器具備品　50,634千円 リース資産　5,971千円

（損益計算書関係）

第20期 自　2018年１月１日 至　2018年12月31日	第21期 自　2019年１月１日 至　2019年12月31日
※１　固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具備品　238千円	――――

（株主資本等変動計算書関係）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

第20期（自2018年１月１日至2018年12月31日）

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	9,350	－	－	9,350

第21期（自2019年１月１日至2019年12月31日）

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	9,350	－	－	9,350

２．配当に関する事項

第20期（自2018年１月１日至2018年12月31日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年３月29日株主総会	普通株式	70,000	資本剰余金	7,486.63	2017年12月31日	2018年3月31日
2018年３月29日株主総会	普通株式	161,758	利益剰余金	17,300.36	2017年12月31日	2018年3月31日

第21期（自2019年１月１日至2019年12月31日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年３月27日株主総会	普通株式	1,080,000	資本剰余金	115,508.02	2018年12月31日	2019年3月28日
2019年３月27日株主総会	普通株式	320,050	利益剰余金	34,229.97	2018年12月31日	2019年3月28日

（リース取引関係）

１．所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

人事総務部が主管するコピー機であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業、及び第二種金融商品取引業を行っており、手数料収入から生じる余資運用については短期的な預金等に限定しております。積極的な運用は行っていないため特に資金調達は行っておりません。またデリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。また営業債権である未収運用受託報酬とその他未収収益の基礎となる預かり資産は、受託銀行の固有財産と分別管理されており、未収運用受託報酬とその他未収収益は当該信託財産の負債項目に計上されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。

国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、決済日から決済されるまで最長6ヶ月間の為替変動によるリスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度末（2018年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,683,927	2,683,927	―
(2) 未収委託者報酬	123,124	123,124	―
(3) 未収運用受託報酬	133,259	133,259	―
(4) その他の未収収益	120,712	120,712	―

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他の未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（注２）長期差入保証金（貸借対照表計上額35,328千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超
(1) 現金・預金	2,683,927	―
(2) 未収委託者報酬	123,124	―
(3) 未収運用受託報酬	133,259	―
(4) その他の未収収益	120,712	―
合計	3,061,024	―

当事業年度末（2019年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,583,279	1,583,279	―
(2) 未収委託者報酬	68,941	68,941	―
(3) 未収運用受託報酬	139,401	139,401	―
(4) その他の未収収益	127,669	127,669	―

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他の未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（注２）長期差入保証金（貸借対照表計上額104,779千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超
(1) 現金・預金	1,583,279	―
(2) 未収委託者報酬	68,941	―
(3) 未収運用受託報酬	139,401	―
(4) その他の未収収益	127,669	―
合計	1,919,292	―

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度末（2018年12月31日）

区分	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	1,905	2,000	△94
合計	1,905	2,000	△94

当事業年度末（2019年12月31日）

該当ありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自2018年１月１日　至2018年12月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	579,049 千円
退職給付費用	85,110 千円
退職給付の支払額	57,215 千円
退職給付引当金の期末残高	606,944 千円

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	85,110 千円

当事業年度（自2019年１月１日　至2019年12月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	606,944 千円
退職給付費用	95,089 千円
退職給付の支払額	70,261 千円
退職給付引当金の期末残高	631,771 千円

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	95,089 千円

（税効果会計関係）

第20期 （2018年12月31日現在）		第21期 （2019年12月31日現在）	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	33,103千円	賞与引当金	34,454千円
退職給付引当金	185,846	退職給付引当金	193,448
役員退職慰労引当金	22,553	役員退職慰労引当金	15,361
未払費用	7,072	未払費用	12,041
未払事業税	5,935	未払事業税	5,504
資産除去債務	3,314	資産除去債務	6,083
その他	12,841	その他	25,029
繰延税金資産小計	270,667	繰延税金資産小計	291,923
評価性引当額	△211,936	評価性引当額	△212,346
繰延税金資産合計	58,731	繰延税金資産合計	79,577
繰延税金資産の純額	58,731	繰延税金資産の純額	79,577
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	
	（%）		（%）
法定実効税率	30.9	法定実効税率	30.6
（調整）		（調整）	
評価性引当額の増減	0.9	評価性引当額の増減	0.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.3	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9
住民税均等割	0.2	住民税均等割	0.2
前期確定申告差異	0.0	前期確定申告差異	0.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.0	その他	△0.6
その他	△0.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.1		

（資産除去債務関係）

第20期 （2018年12月31日現在）	第21期 （2019年12月31日現在）
記載すべき重要な事項はありません。	記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

１．商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が当事業年度損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自2018年１月１日　至2018年12月31日）

（単位：千円）

日本	欧州	米州	合計
1,351,877	222,349	251,711	1,825,938

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
なお、委託者報酬571,807千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

当事業年度（自2019年１月１日　至2019年12月31日）

（単位：千円）

日本	欧州	米州	合計
1,414,290	84,784	414,409	1,913,484

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
なお、委託者報酬375,975千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自2018年１月１日　至2018年12月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
エヌエヌ生命保険株式会社	1,311,851	資産運用業

（注）委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

当事業年度（自2019年１月１日　至2019年12月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
エヌエヌ生命保険株式会社	1,382,255	資産運用業
Voya Investment Management LLC	387,961	資産運用業

（注）委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

前事業年度（自2018年１月１日　至2018年12月31日）

（ア）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	NN Investment Partners B.V.	オランダ、ハーグ	193,385ユーロ	投資顧問業	なし	なし	運用委託	業務受託報酬の受取	417,537	未収入金	104,561
同一の親会社を持つ会社	エヌエヌ生命保険（株）	東京都千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資顧問	投資顧問料の受取	1,311,851	未収入金	122,000

（注）(1) 上記(ア）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。
2. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

当事業年度（自2019年１月１日　至2019年12月31日）

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	NN Investment Partners International Holdings B.V.	オランダ、ハーグ	18百万ユーロ	持株会社	(被所有)直接100%	なし	経営指導	経営指導料の支払	29,214	未払金	29,194

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	NN Investment Partners B.V.	オランダ、ハーグ	193,385ユーロ	投資顧問業	なし	なし	運用委託	業務受託報酬の受取	75,580	未収入金	26,678
							運用受託	業務委託報酬の支払	136,640	未払金	33,624
同一の親会社を持つ会社	エヌエヌ生命保険（株）	東京都千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資顧問	投資顧問料の受取	1,382,255	未収入金	131,020

（注）(1) 上記(ア）、(イ）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営指導料の支払についてはグループの方針に基づき計算しております。
2. 投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算しております。
3. 業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

NN Group N.V.（ユーロネクスト・アムステルダム証券取引所に上場）
NN Insurance Eurasia N.V.（非上場）
NN Investment Partners Holdings N.V.（非上場）
NN Investment Partners International Holdings B.V.（非上場）

（１株当たり情報）

第20期 自　2018年１月１日 至　2018年12月31日	第21期 自　2019年１月１日 至　2019年12月31日
１株当たり純資産額　226,795円70銭 １株当たり当期純利益金額　34,231円34銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	１株当たり純資産額　107,743円78銭 １株当たり当期純利益金額　30,679円06銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第20期 自　2018年１月１日 至　2018年12月31日	
当期純利益（千円）	320,063
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式にかかる当期純利益（千円）	320,063
普通株式の期中平均株式数（株）	9,350

第21期 自　2019年１月１日 至　2019年12月31日	
当期純利益（千円）	286,849
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式にかかる当期純利益（千円）	286,849
普通株式の期中平均株式数（株）	9,350

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

⑴ 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

⑵ 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実あるいは訴訟はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

⑴ 受託会社

名称	資本金の額 (2020年5月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

⑵ 販売会社

名称	資本金の額 (2020年5月末現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社※	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

※当初募集（委託会社による自己設定）に係る取得申込みのみを取扱い、継続募集は取扱いません。

2【関係業務の概要】

⑴ 受託会社

受託会社として信託財産の保管･管理･計算等を行います。

⑵ 販売会社

販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の取扱い等の業務を行います。

3【資本関係】

⑴ 受託会社

該当事項はありません。

⑵ 販売会社

該当事項はありません。

(参考情報)

＜再信託受託会社＞

名　　称	日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社※ ※関係当局の認可等を前提に、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更する予定です。
資　本　金	51,000百万円(2020年5月末現在)
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

当ファンドについては当計算期間において金融商品取引法第25条第1項に掲げる次の書類を提出しております。

2019年7月22日	**有価証券報告書 有価証券届出書**
2020年1月22日	**半期報告書 有価証券届出書の訂正届出書**

独立監査人の監査報告書

2020年３月19日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野島 浩一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているNNインベストメント・パートナーズ株式会社の2019年１月１日から2019年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和2年6月15日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　野 島　浩 一 郎　㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）の平成31年4月23日から令和2年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）の令和2年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2.　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和2年6月15日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　野 島　浩 一 郎　㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）の平成31年4月23日から令和2年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）の令和2年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2.　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。